

桂川町農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和7年1月10日（金） 午後1時30分～

2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室

3 出席委員 9名

正議長	藤春郁夫	5	藤川房信	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋征敏	11	久保正隆
1	池部稔			12	金田幸久
2	野上伸太郎			13	平塚重義
3	竹本貞男	9	中嶋和幸	14	樋口重徳
		10	原中壽		

4 欠席委員 3名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

1. 議案 第33号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
2. 議案 第34号 桂川町農用地利用集積計画の決定について（推進機構を活用した賃貸借）
3. 報告事項 第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について
4. その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横山 龍一
係長 藤木 秀臣
書記 原田 海世

7 会議の概要

- 事務局 ご起立お願いします。
 只今より令和6年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。
 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。
- (会長あいさつ)
- 議長 只今より令和6年度第10回桂川町農業委員会総会を開催いたします。
 本日の出席委員は12名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。4番 林英明委員 7番 山邊俊明委員 8番 神崎宏昭委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。
 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- (全員賛成)
- 議長 それでは議事録署名委員を9番 中嶋和幸委員 10番 原中壽委員
 をお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
 続きまして、議案第33号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書に基づき説明】**
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第33号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員賛成)
- 議長 全員賛成ですので、議案第33号 桂川町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定しました。

議長 続きます、議案第34号 推進機構を活用した賃貸借 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】
農用地利用集積計画（推進機構を活用した賃貸借）

議長 続いて合意解約についてお願いいたします。

事務局 【議案書に基づき説明】
報告 第7号 農地法第18条6項の規定による届出について

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等
はございますか。

竹本委員 ○○さんの解約が多いですが、借りる側にも名前が挙がっていますが。

議長 手が回らないという事です。吉隈2区は解約になっています。

竹本委員 環境が悪いという事ですか。

議長 環境が悪いという事ではなく、時間がかかるという事です。

高嶋委員 ○○さんの所で相談を受けまして離農しようかという事でした。次にどうするかという話になった時に、『どうにかありませんか』という事で相談を受けました。解決する方法はないでしょうか。

事務局 今の話は議案書の合意解約①に該当します。○○さんはケガをされて本来は耕作をしたいのだけれども耕作が出来なくなったという事です。農業委員会に相談はありました。地元では耕作ができる方がいないという事で未だ保留状態です。②～⑩までの○○さんが解約する所は、今回の利用権ではあがっていませんが、おそらく来月 新たな利用権という形で上がってくる見込みです。補足です。

議長 ケガ等により農業ができないという可能性がありますので、農業委員の方も契約する事は大変とは思いますが。

野上委員 焼野ヶ浦ですが、3年ほど前まで利用権を設定しておりましたが、日あたりが悪くて解消しております。草刈、耕運等は契約があり済んでおりま

すが、作業代が高いという事でした。草刈は年2回しないと翌年に影響します。が1回にしてくださいという事でした。そういう所で折り合いが難しいです。作業代は払いたくないが、自分で作業はしたくない。管理だけの作業でも手が回らなくなってきそうな気がします。地域だけではなく、全体的にどのように対応してくか考えていかないと手遅れのような気がします。具体案はまだありませんが、意見があればお聞きしたいと思います。

議長 先ほどの**地域計画県外**の話を聞きました。営農法人とか。その中でも後継者はいるかという事ですが、半分はいないです。ですから陳情に行って、地域計画で数年後には、このようになりますと言っても10年後に維持できるかという出来ない可能性があります。若い後継者がいないです。桂川町では新規就農者がいます。どの辺かというとお〇〇の方です。土地利用型は少ないですから、その中でも今の農家の人たちは、あと10年すれば、しているかどうかは疑問です。自分たちの立場としては地元の農業委員に頑張ってもらいたいとお願ひするしかありません。

野上委員 だから人がいない分、機械化になっていくと思います。色々なやり方があればいいなと思います。新規就農する人も機械の部分です。施設でもそうですが、資金がありません。

議長 後継者が固まってこない。

野上委員 一人当たりの面積が広がってきます。

高嶋委員 〇〇にするとか、荒れ地にすることによる罰則。町として計画を設定しようとかはないですか。

事務局 ないですね。国が言っているのは課税というのは現況主義となるので『農地でない所は早く落とさない』という事です。

高嶋委員 落とした後はどうなりますか。

事務局 落とした後は、農地ではなくなるので農業委員会からは外れるという事です。地目が変更され課税額が上がります。ただし、農地転用の手続きがいらないので、簡単に何かしらの施設等ができるという懸念はあります。

竹本委員 そのことに関して、本人は良いかもしれませんが隣接している人は困ります。桂川町に関してはある程度厳しい方向性を作らないと、農業委員会は何も体をなしていません。何度注意しても何もしない人がいます。町の

規約なりを作成してほしい。農地法で法律がなくても町自体の規約というのが作れるはずです。

野上委員 多面的活動の活動費の中からできないですか。作業をした人には賃金として支払うのはどうですか。

高嶋委員 多面的で何度か草刈等をしたことがあります。翌年に『迷惑をかけているので管理をしてほしい』と頼んだところ『関係ないから。勝手にあなたたちがしている』といわれました。

野上委員 お金を頂いたとしても、作業のあとにそんな返しをされると次に自分たちでしようとは思いません。

高嶋委員 草刈はしないだろうと思った時に『俺たちのお金を使ってするのはやめてほしい』と言われました。自分は子供を使って草刈りをしましたが、子どもの代になってまで子どもがするかは分かりません。

野上委員 役場にも相談して、役場から通知を出してもらいましたが何も変わりません。ですから自分でするしかありません。耕作したいだけですができません。新規就農にもかかわってくると思います。前々から先延ばしにしてきたからだと思います。行政力が必要です。

高嶋委員 町としても考えてもらいたい。

事務局 今の問題は桂川町に限らず、どの町でも抱えている問題だと思います。自治体のできる最高の状態というのは、条例を制定するのが一番権限を持ったものになります。その条例を制定している市町村があるか調査してみたいと思います。同時にそのようなものが制定できるか確認をさせていただきます。農委会で報告をしたいと思います。

議長 ほかにはありませんか。それでは採決いたします。議案第34号 推進機構を活用した賃貸借 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第34号 推進機構を活用した桂川町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定しました。

報告は先ほど終了しましたので省略します。その他事項について事務局よりお願いいたします。

その他事項

1. 桂川町賃借料情報について
2. 令和6年度福岡県農業委員会研修大会について
3. 農林業センサスについて
4. その他

次回の総会は2月7日金曜日に行います。以上を持ちまして桂川町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____